

【自動車保管場所使用承諾証明書】の記載例

- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う保管場所が、他人所有の場合に作成するものです。
- 書類作成の際には、保管場所の所有者又は委託を受けた管理者の責任において記載してください。
- 警察署へ提出する際は、使用承諾証明書が作成された日から3ヶ月以内のもので、かつ、使用期限内のものをご用意ください。提出する時点で未だ使用期間内に到達していないときは、受理できませんのでご注意ください。

※ 自動車保管場所証明申請とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要な自動車保管場所証明申請のことです。

※ 自動車保管場所届出とは、軽自動車を新規取得した場合又は車庫証明書の交付を受けた車庫及び届出済の車庫について、更に変更した場合に行う自動車保管場所届出のことです。

自動車保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツパーキング
使用者	〒 (600 - 0001) 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫ハイツ101号 電話 (078) 341 局 7441 番
	氏名 兵 庫 太 郎
使用期間	令和元年 7 月 1 日 から 令和2年 7 月 1 日 まで

○ 保管場所の位置欄

自動車保管場所証明書又は自動車保管場所届出書の保管場所の位置欄と同一です。

○ 使用者欄

自動車保管場所証明申請者欄又は自動車保管場所届出書の届出欄の記載内容と同一です。

※ 法人申請について、使用の本拠の位置を支店にする場合でも、使用者欄は本社の住所等を記載してください。

○ 使用期間欄

現在から継続して使用できると認められる期間を記載してください。

○ 承諾者欄

正当な承諾権者(駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者)の記名押印又は署名押印が必要となります。

書類に訂正のある場合は、同じ印鑑による訂正が必要です。捨て印による訂正はできません。

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。

令和元年 7 月 1 日

警察署長 殿

〒 (600 - 1234)

住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目6番1号

(078) 341 局 0000 番

氏名 神 戸 花 子



備考 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。